

高山市緑の基本計画

(現行計画)

平成 2 2 年 3 月

高 山 市

目次

1. 序章

1-1 策定の趣旨	1
1-2 緑の基本計画とは	2
1-3 計画対象区域	2
1-4 目標年次	2

2. 現状及び課題

2-1 現状	3
2-2 課題	7

3. 緑地の保全及び緑化の目標

3-1 基本理念	9
3-2 基本方針	9
3-3 緑の将来像	10
3-4 計画目標水準	11

4. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

4-1 緑地の位置と役割	12
4-2 施策の体系	15
4-3 施策の展開	16
4-4 施設緑地の整備方針	22
4-5 地域制緑地の指定方針	22
4-6 緑化推進の方針	23

5. 計画の推進

5-1 計画の推進	24
-----------	----



市の花：いちばんつつじ
(和名 こばのみつぱつつじ)



市の木：いちい

1 序章

1-1 策定の趣旨

高山市は岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置し、東西に約 81km、南北に約 55km、面積は 2,177.67k m²と日本一広い市域を持つ都市です。面積の約 92%は森林で占められ、四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に囲まれています。

本市ではこれまで高山市の緑を守り育てる条例や高山市環境基本条例、高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例などにより、緑地の保全及び緑化の推進に積極的に取り組んできました。

これらの取り組みを進めるための基本的な計画となるのが緑の基本計画です。市では昭和 54 年に高山市緑のマスタープランを策定し、これまでに 2 回の見直しを経て時代背景等に対応して取り組みを進めてきました。

平成 13 年に見直しを行ってから 8 年が経過し地球的規模での環境問題の顕在化や合併による市域の拡大など本市の「緑」を取り巻く状況は大きく変化しています。

これらのあらたな課題に対応するため緑の基本計画の見直しを行います。

1-2 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、緑地の保全や緑化の推進に関して定める計画で、次のような特徴があります。

- ・都市緑地法第4条で位置付けられ、市町村が定めることができることとなっています。
- ・都市緑地法では主に都市計画区域を対象に定めることとされています。
- ・高山市の緑を守り育てる条例第6条で策定が義務付けられています。
- ・公園整備や公共施設の緑化の他、民有地における緑地の保全や緑化など幅広い内容を含む計画です。

1-3 計画対象区域

広大な面積を有する本市には、さまざまな機能を有する大切な緑がたくさんあります。

また、広大な市域全体の一体感の醸成、地域資源等を活用した地域活性化といった課題もあります。

こうしたことを踏まえ、都市緑地法では、主として都市計画区域を対象に計画を定めることとされていますが、本計画では市域全域を計画対象区域として定めます。

1-4 目標年次

本計画の目標年次は、5年後の平成26年度とします。

2 現状及び課題

2-1 現状

2-1-1 地域の特徴

- ・ 日本一広い面積（2,177.67k m²）を有しています。
- ・ 市域の約 92%が森林で占められ、豊かな緑に囲まれています。
- ・ 山や川、溪谷、峠などで地理的に分断され、標高差も 2,700mを超えるなど、地形的に大きな変化に富んでいます。
- ・ 北東部には槍ヶ岳、乗鞍岳、穂高連峰などの雄大な飛騨山脈（北アルプス）を擁し、西部には白山を望むことができます。
- ・ 中央部の宮川、南部の飛騨川、南西部の庄川等多くの清流があります。
- ・ 市街地には歴史的な町並みが残っており、通りの向こうに美しい緑を見ることができます。
- ・ 郊外には昔ながらの農山村風景が残っています。



市街地と飛騨山脈（北アルプス）



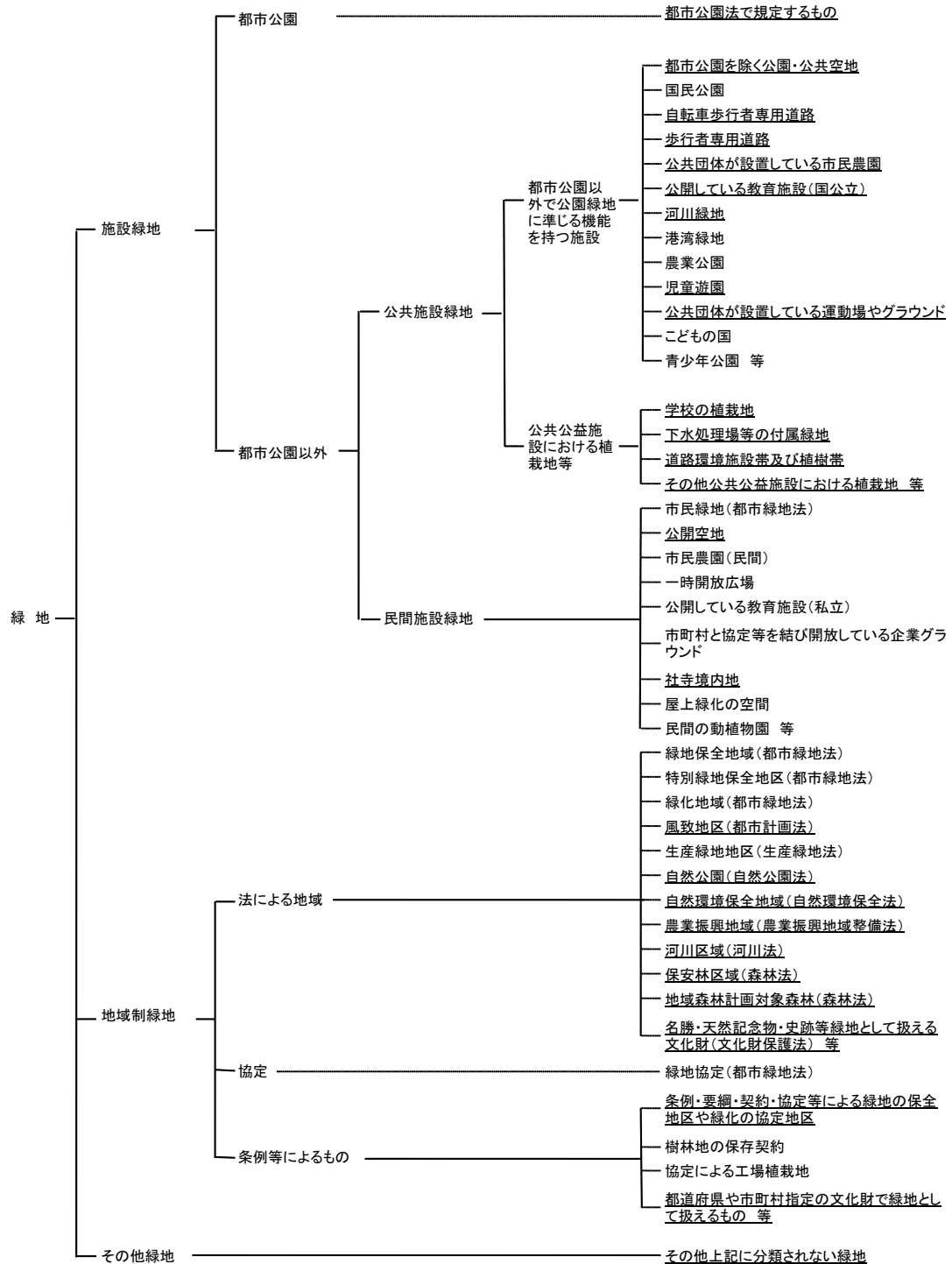
通りの向こうの緑



農山村風景

2-1-2 緑地の種類

市内にある緑地は公園など公共施設等として管理される緑地「施設緑地」と保安林などのように法律や条例等により確保される緑地「地域制緑地」及びその他の緑地に分類することができます。



※アンダーラインは本市内にあるもの

図 1 緑地の種類

2-1-3 緑地の現状

本市の主な緑地の現状は下記のようになっています。

(1) 施設緑地

①都市公園（都市計画区域内（高山地域）の公園）

・平成21年4月現在で、34箇所（62.53ha）あります。

②地区公園（都市計画区域外（支所地域）の公園）

・平成21年7月現在で、39箇所（61.90ha）あります。

③公園以外の施設緑地

・公共施設緑地として、公立学校や運動施設のグラウンド、児童遊園等があります。

・民間施設緑地として社寺境内地等があります。

表1 主な施設緑地の現状

種別		用途地域内		用途地域外		都市計画区域計		都市計画区域外		合計		
		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	
都市公園	住区基幹公園	街区公園	12	2.21	1	0.17	13	2.38	0	0	13	2.38
		近隣公園	2	5.76	1	0.91	3	6.67	0	0	3	6.67
	都市基幹公園	総合公園	0	0	1	24.63	1	24.63	0	0	1	24.63
		運動公園	1	12.91	0	0.00	1	12.91	0	0	1	12.91
	緩衝緑地等	特殊公園	1	0.11	4	9.92	5	10.03	0	0	5	10.03
		広場公園	2	0.15	0	0.00	2	0.15	0	0	2	0.15
		都市緑地	4	0.56	5	5.20	9	5.76	0	0	9	5.76
	都市公園計		22	21.70	12	40.83	34	62.53	0	0	34	62.53
地区公園		0	0	0	0	0	0	39	61.90	39	61.90	
児童遊園		49	1.90	21	1.24	70	3.14	79	4.48	149	7.62	
合計		71	23.60	33	42.07	104	65.67	118	66.38	222	132.05	
H17国勢調査人口(人)		52,813		13,431		66,244		29,987		96,231		
人口一人当たり面積(m ² /人)		4.5		31.3		9.9		22.1		13.7		

資料：都市整備課

(2) 地域制緑地

①法によるもの

・風致地区、農用地区域、保安林区域、自然公園等の緑地があります。

②条例等によるもの

・緑の保全契約や高山市の緑を守り育てる条例による保存林、保護地区及び県・市指定文化財等の緑地があります。

表2 主な地域制緑地の現状

種別	面積または箇所	
法によるもの	風致地区	229 ha
	農用地区域	8,629 ha
	保安林区域	116,422 ha
	自然公園	31,566 ha
	河川区域	71 河川
	地域森林計画対象森林	119,742 ha
	国指定文化財の緑地	10 箇所
条例等によるもの	緑の保全契約対象区域	253 ha
	保存林	6箇所 20 ha
	保護地区	15箇所 120 ha
	県・市指定文化財の緑地	279 箇所

資料：高山市のあらまし等

2-1-4 緑化等の現状

- ・市民や地域の各種団体により花壇の整備管理等の緑化活動が行われています。
- ・公園の整備により緑に親しみやすさぐことのできる場の創出を進めています。
- ・街路樹等による道路の緑化、ポケットパークの整備など施設の緑化を進めています。
- ・生けがき設置に対する助成、花苗の配布等により民有地の緑化を促進しています。
- ・市民ハイキングやグリーンマーケット等の開催により緑化の普及・啓発に努めています。
- ・地域住民の手により農地保全のための共同活動などが行われています。
- ・間伐に対する助成等により森林の保全や機能増進を促進しています。

2-1-5 緑を取り巻く状況・動向

- ・市街地周辺で宅地開発が進行し、身近な緑が減少しています。
- ・宅地開発の進行等により緑が減少し、雨水の貯留浸透能力の低下が懸念されます。
- ・地球温暖化に起因すると考えられる異常気象により自然災害が頻発しています。
- ・開発行為等により生物の生息環境の減少や悪化が懸念されます。
- ・グリーンツーリズム等地域の自然や文化に触れることのできる体験学習や余暇活動が注目されています。
- ・担い手不足や従事者の高齢化等により農地や山林の管理が困難な状況があります。



源流探検

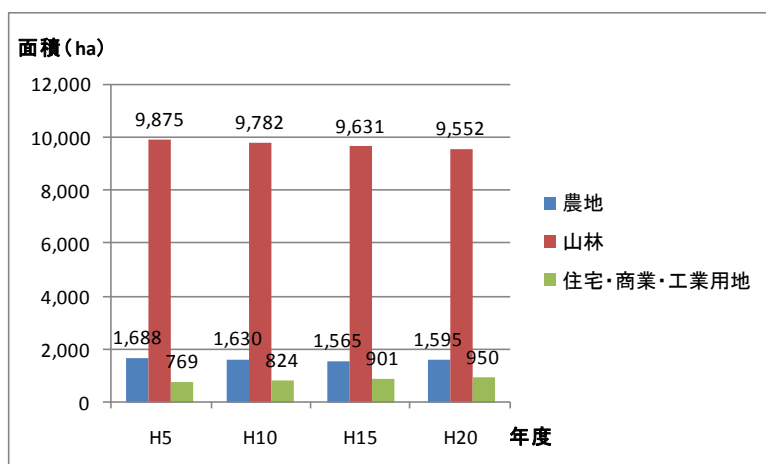


図2 高山地域における土地利用の推移 資料：都市計画基礎調査

2-2 課題

2-2-1 緑の機能

緑は都市の環境を構成する主要な要素です。さまざまな機能があり、私たちの暮らしに深く関わっています。

①環境保全

- ・多様な生物の生息場所
- ・地球温暖化の防止
- ・大気の浄化 等

②レクリエーションの場

- ・自然とのふれあい、散策
- ・スポーツ
- ・遊び 等

③防災

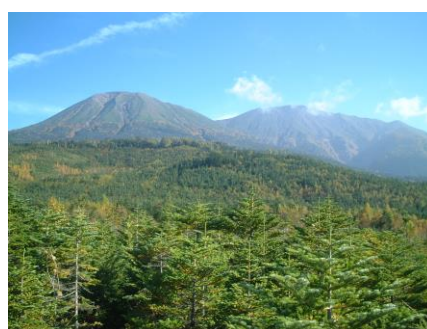
- ・浸水、土砂災害の防止・軽減
- ・火災の延焼防止
- ・避難場所 等

④景観を構成する要素

- ・まちの表情
- ・潤いと安らぎ
- ・歴史的建造物と一体となった風景 等

⑤産業基盤

- ・農林水産物の生産基盤
- ・観光資源 等



御岳

2-2-2 課題

緑の現状や緑を取り巻く状況などから本市の緑については、下記の事項が課題となっています。

(1) 機能別の課題

①環境保全の面からの課題

- ・「生物多様性」（多様な生物がいる環境）を保全していく必要があります。
- ・「低炭素社会」（温室効果ガス排出の少ない社会）の実現を目指し緑地の保全及び創出をはかる必要があります。

②レクリエーション面からの課題

- ・子どもの身近な遊び場や身近に触れることのできる緑を創出・活用する必要があります。
- ・多様なレクリエーション需要に対応する緑地を保全・創出・活用する必要があります。

③防災面からの課題

- ・ 自然災害の防止や被害軽減につながる機能を保全する必要があります。
- ・ 避難場所となるオープンスペース等災害時の安全性確保につながる緑地を保全・創出・活用する必要があります。

④景観面からの課題

- ・ 歴史的な町並みや昔ながらの農山村風景等と一体となった緑地及び里山等まちの表情となる緑地を保全・活用していく必要があります。
- ・ 都市景観の向上につながる緑の創出をはかる必要があります。

⑤産業基盤の面からの課題

- ・ 農林水産物の生産の場となる緑を保全し、適正に維持管理していく必要があります。
- ・ 本市の緑が持つ特性・個性を活かしたまちづくりをすすめる必要があります。

(2) 総合的な課題

緑を市民の大切な財産として将来にわたり守り育て活かしていく必要があります。



3 緑地の保全及び緑化の目標

3-1 基本理念

「潤いとやすらぎを感じることができる緑豊かな環境の保全・創出・活用」

本市は日本一広い面積を有し、その約 92%が森林で占められている豊かで美しい自然を持つ都市です。また、長い歴史に培われてきた伝統文化など豊富な地域資源を有しています。

一方で、市街地周辺部においては宅地開発等による貴重な緑地の減少も見られ、市街地において子どもの遊び場や憩いの場等身近に触れることのできる公園緑地に対する市民の要望が高い状況などもあります。

緑を守り、育て、触れること等により市民や観光客など誰もが緑の恵みを受け「潤いとやすらぎを感じることができる緑豊かな環境」を有することが本市の理想の姿だと考えます。

このことから、「潤いとやすらぎを感じることができる緑豊かな環境の保全・創出・活用」を本計画の基本理念とします。

3-2 基本方針

課題や基本理念を踏まえ次の 4 点を計画の基本方針とします。

①豊かな緑を守る

豊かな緑を守ることにより、地球環境や生物に優しく、災害に強く、美しい景観のあるまちの実現に努めます。

②身近な緑を増やす

身近な緑を増やすことにより、気軽に緑に触れることができ、身近にも遠くにも緑の見える、緑と都市機能の調和したまちの実現に努めます。

③特色ある緑を活かす

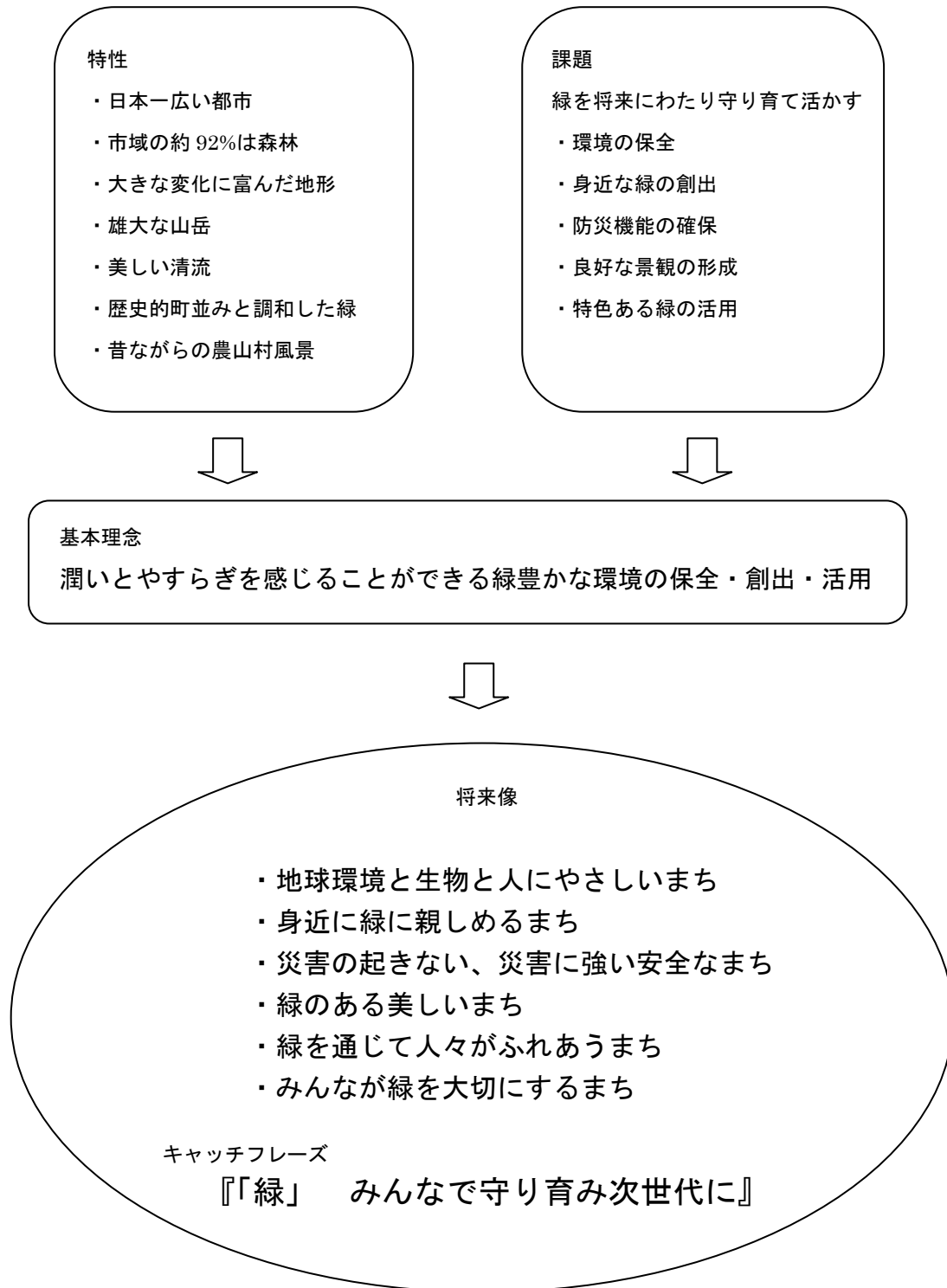
特色ある緑（天然記念物、保存樹、五色ヶ原等の貴重な自然資源等）を活かすことにより、緑と歴史の香りに包まれ、多くの人々が交流しふれあえるまちの実現に努めます。

④協働して取り組む

市民・事業者・行政が協働し、緑の保全・創出・活用に取り組み、潤いとやすらぎを感じられるまちの実現に努めます。

3-3 緑の将来像

本市の緑の特性や課題、基本理念をふまえ緑の将来像を次のように定めます。



3-4 計画目標水準

本計画における緑地の保全及び緑化の目標水準を次のように設定します。

①守る緑

- ・現在指定されている下記の主な地域制緑地の面積を市域全域における緑の保全の水準を現す指標として用い、現在の水準を維持することを目標とします。
- ・緑の保全契約対象区域の契約率を市街地における緑の保全の水準を現す指標として用い、19%以上の確保を目標とします。

表3 守る緑の目標水準

項目		現況 平成21年	目標 平成26年	増減
地域制緑地の面積	風致地区(ha)	229	現在の水準 を維持する	-
	農用地区域(ha)	8,629		
	保安林区域(ha)	116,422		
	自然公園(ha)	31,566		
	地域森林計画対象森林(ha)	119,742		
緑の保全契約の契約率	契約対象面積(ha)	252.5	252.5	0
	契約締結面積(ha)	43.8	47.3	3.5
	契約率(%)	17%	19%	2%

②増やす緑

- ・住民一人当たりの公園面積を身近な緑の創出の水準を現す指標として用い、15.5 m²以上の確保を目標とします。
- ・緑のある道路延長を緑のネットワーク形成の水準を現す指標として用い、市道において2,500mの増加を目標とします。

表4 増やす緑の目標水準

項目		現況 平成21年	目標 平成26年	増減
人口一人当たりの公園面積	人口(人)	96,231	95,000	△ 1,231
	公園面積(ha)	132.05	147.16	15.11
	人口一人当たり面積(m ²)	13.7	15.5	1.8
緑のある道路延長	植栽延長(m)	19,735	22,235	2,500

※平成21年人口は平成17年国勢調査によるもの

※公園面積は都市公園と地区公園、児童遊園を加えたもの

※植栽延長は市道のみの数値



松倉風致地区



合併記念公園（美女高原公園）

4 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

4-1 緑地の位置と役割

4-1-1 地域別の緑の方針

①市街地の緑

市街地の緑は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与え、身近なレクリエーションの場や景観の向上、観光・交流の場等の役割を担っています。

市街地においては、緑化により緑の創出と活用をはかります。

(身近な公園・緑地の整備充実や歴史的町並みと調和した緑の保全・創出等)

②田園地域の緑

田園地域の緑は、農産物の生産等産業の基盤となっており、災害の防止・被害軽減や昔ながらの農山村景観の形成等、多様な役割を担っています。

田園地域においては、適正な維持管理により緑の保全をはかるとともに新たな緑の創出と活用をはかります。

(農地や里山の保全、集落地や工業地における緑の創出等)

③森林地域の緑

森林地域の緑は、本市の大部分を構成し、多様な生物の生息場所や災害の防止・被害軽減、木材の生産等多様な役割を担っています。

森林地域においては、適正な維持管理により緑の保全と活用をはかります。

(森林や農地の適正な維持管理、自然公園の保全等)

4-1-2 機能別の緑の方針

①環境保全のための緑

- ・都市の大部分を構成する壮大な緑の保全をはかります。

(気象や風土、あるいは都市構造や土地利用に大きな影響を与えている森林、丘陵地、河川の保全等)

- ・多様な生物の生息場所となる緑の保全・創出をはかります。

(新鮮な大気の供給源となる森林、植物の自生地や動物の生息地等を形成する樹林地、水辺地、農地の保全等)

- ・地域の環境向上に資する緑の保全・創出・活用をはかります。

(地域の特性を活かした公園や街路樹の整備・保全、工業地等における緩衝緑地の整備等)

- ・地域の生態系を保全し質を高める緑の保全・創出をはかります。

(在来種・郷土産苗の使用による緑化、外来種の除去等)

②レクリエーションのための緑

- ・身近なレクリエーションの場となる緑の創出・活用をはかります。

(市民や観光客の身近な憩いの場となる公園、児童遊園、スポットの整備等)

- ・多様なレクリエーション需要に対応する緑の保全・創出・活用をはかります。
(自然や歴史文化とふれあうことができる公園、農園の整備等)
- ③防災のための緑
- ・災害時の安全性確保に資する緑の保全・創出をはかります。
(避難場所となる公園、延焼遮断帯となる街路樹の整備等)
 - ・災害の防止、被害の軽減に資する緑の保全をはかります。
(雨水の貯留浸透や土砂崩壊防止等に効果のある森林、農地の保全等)
- ④景観のための緑
- ・景観を構成する自然の緑の保全・活用をはかります。
(市街地から眺めることができる森林、四季折々の風景をつくりだしている農地、潤いのある水辺空間を形成する河川の保全等)
 - ・景観向上に資する身近な緑の保全・創出・活用をはかります。
(まちな表情を和らげる街路樹や公園、斜面緑地の整備・保全等)
- ⑤産業基盤のための緑
- ・農林水産物の生産の場となる緑の保全をはかります。
(産業の生産基盤となる森林、農地、河川の保全等)
 - ・観光・交流の場となる緑の保全・創出・活用をはかります。
(身近な休憩場所や自然や歴史文化とふれあうことができる公園、農園の整備等)

表5 緑地の位置と役割

機 能	地 域		
	市街地	田園地域	森林地域
①環境保全			
都市の大部分を構成する壮大な緑	○	○	○
多様な生物の生息場所となる緑	○	○	○
地域の環境向上に資する緑	○	○	—
②レクリエーション			
身近なレクリエーションの場となる緑	○	—	—
多様なレクリエーション需要に対応する緑	○	○	○
③防災			
災害時の安全性確保に資する緑	○	○	○
災害の防止、被害の軽減に資する緑	—	○	○
④景観			
景観を構成する自然の緑	○	○	○
景観向上に資する身近な緑	○	○	—
⑤産業基盤			
農林水産物の生産の場となる緑	—	○	○
観光・交流の場となる緑	○	○	○

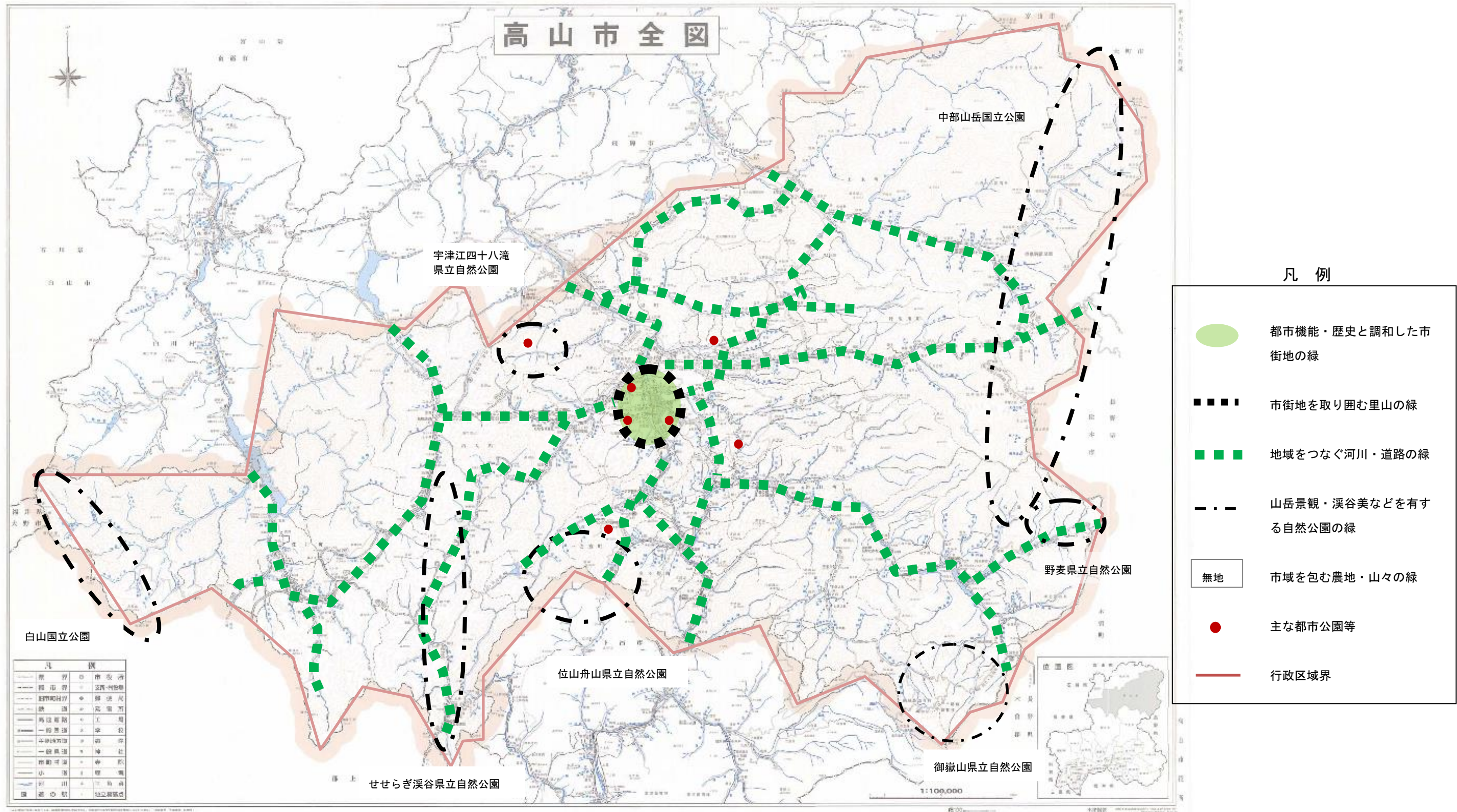


図3 緑の概念図

4-2 施策の体系

緑の持つ多面的な機能が発揮されるように、また、課題に的確に対応するため次の施策の展開をはかります。

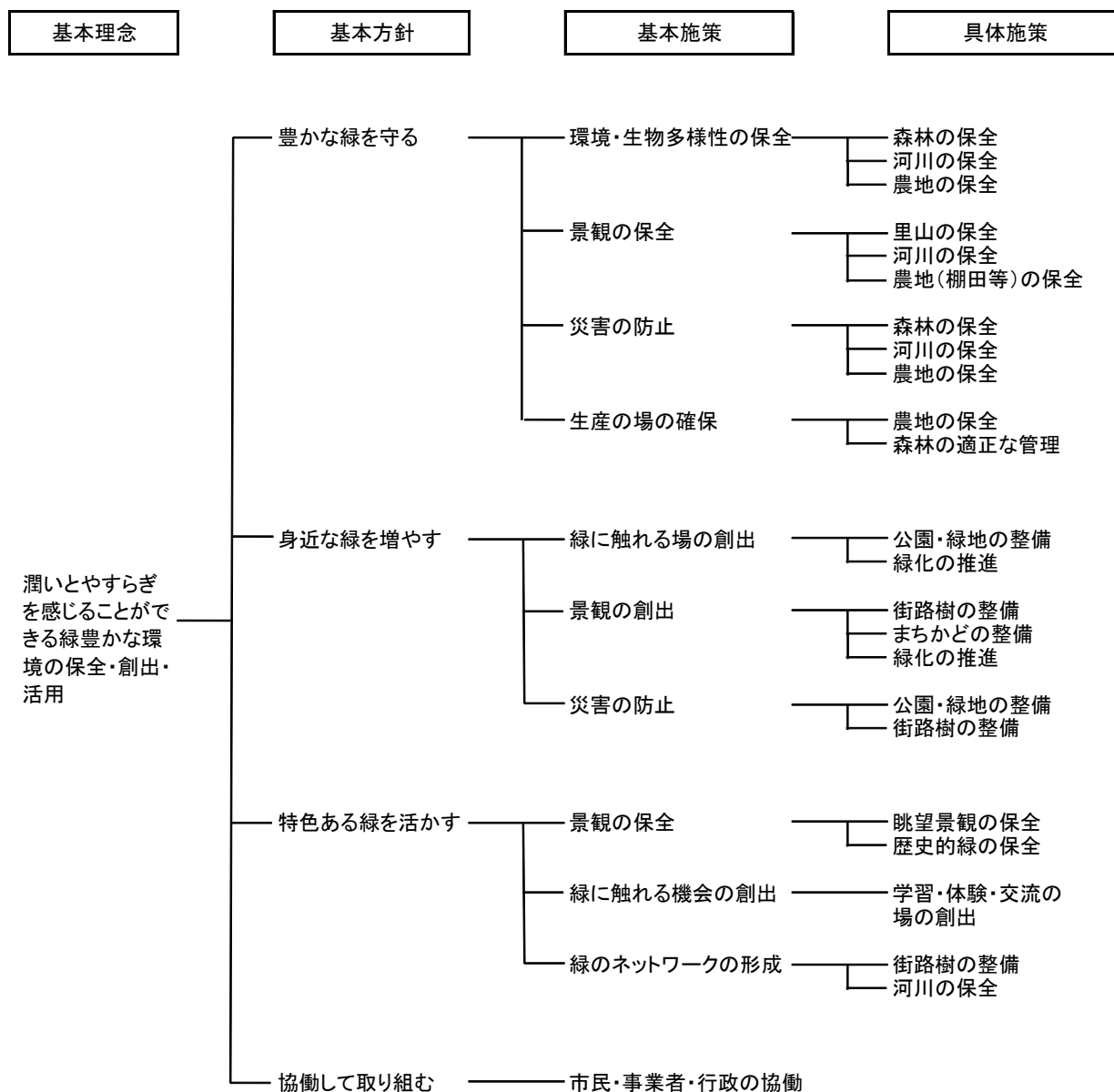


図4 施策の体系

4-3 施策の展開

4-3-1 豊かな緑を守る

本市は、市域の約 92%を森林が占める緑豊かな都市です。東西に約 81km、南北に約 55kmあり、標高差も 2,700m を超えるなど地形的に大きな変化に富んでおり、河川の源流も有しています。これら豊かな自然の中では多種多様な動植物が生息・生育しています。

豊かな緑を守ることにより、地球環境や生物に優しく、災害に強く、美しい景観のあるまちの実現に努めます。

①基本施策（どんなことを）

・環境・生物多様性の保全

地球環境への負荷の軽減やビオトープ・生物多様性の保全をはかります。

・景観の保全

豊かで美しい自然景観の保全をはかります。

・災害の防止

水害や土砂災害の防止・軽減をはかります。

・生産の場の確保

農林水産物の生産の場、観光資源としての保全をはかります。

②具体的施策（どうやって）

・森林の保全及び適正な管理

原生林の保護や無秩序な開発の抑制、適切な間伐などにより、野生動植物の生息・生育機能、自然環境の調節機能、山地災害の防止機能、水源かん養機能、保健・レクリエーション機能など多面的な機能をもつ森林を保全します。

また、地域の生物多様性を象徴するような良好な植物群落地や美しい水の源となる源流等を保全します。

さらに、都市部の自治体や企業などとの連携による森づくりをすすめます。

<主な制度・事業等>

保安林、自然公園、地域森林計画対象森林、生活環境保全林整備、緑の保全事業、生物多様性保全推進事業 保存林、保護地区 等



間伐実施後の森林

・河川の保全

洪水防止等安全度の向上をはかるとともに、多自然川づくりを基本として生物の生息地を保全し、清流と河川景観が調和した水辺空間を創出します。



宮川

<主な制度・事業等>

河川整備事業、生物多様性保全推進事業 等

・農地の保全

優良農用地の確保や集団化、荒廃・遊休農用地の解消など生産体制の整備をはかるとともに棚田など潤いのある農山村景観を保全します。

<主な制度・事業等>

農振農用地、中山間地域等直接支払事業、荒廃農地再生支援事業、美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（景観重点区域等） 等

・里山の保全

歴史的な町並み景観と調和し、潤いとやすらぎを与えてくれる市街地周辺の里山を保全します。保全にあたっては、緑の保全契約や風致地区等による土地利用の制限等に加え、緑の基金による山林の取得をはかります。また、樹林地の保護や親しみの持てる場の創出を目的とした都市公園としての整備などにより里山の公有地化・公園化をはかります。

<主な制度・事業等>

風致地区、緑の保全契約、美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（景観重点区域等）、緑の基金の活用、都市公園整備事業 等



小坊 棚田

4-3-2 身近な緑を増やす

公園や緑地などの身近な緑は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれる貴重な存在です。

身近な緑を増やすことにより、気軽に緑に触れることができ、身近にも遠くにも緑の見える、緑と都市機能の調和したまちの実現に努めます。

①基本施策

- ・緑に触れる場の創出

身近な公園や緑に触れることのできる場の創出をはかります。

- ・景観の創出

まちの表情となり潤いとやすらぎを与える緑の創出をはかります。

- ・災害の防止

災害時の避難路や避難場所、延焼防止機能の確保をはかります。

②具体的施策

- ・公園緑地の整備

子どもの身近な遊び場や市民の憩いの場となるとともに、災害時には避難場所等のオープンスペースとしての機能を持つ公園や緑地の整備を行います。

<主な制度・事業等>

まちの庭整備事業、児童遊園地整備に対する助成 等



合併記念公園(宇津江四十八滝自然公園エリア)

- ・まちかどの整備

交差点や橋のたもとなどにあるまちなかの空間を活用して植栽やベンチ設置等の整備を行い、町並みと調和した景観と交流の場を創出します。

<主な制度・事業等>

まちかどスポット整備事業 等

・街路樹の整備

街路樹等の整備により市街地の緑化を推進するとともに、火災時の延焼防止をはかります。

<主な制度・事業等>

道路整備事業、地域生活道路再生事業 等

街路樹による延焼防止

○防火用樹種の要件は？

- ・葉の含水量が多く、葉が厚いこと
- ・葉は広葉で密生していること
- ・常緑であること



○要件を備えた防火用樹種

- ・高木：ソヨゴ、イチョウ、アオギリ、アスナロ、イチイ、サワラ、ネズコ、ヒマラヤスギ等
- ・中木：マサキ、イヌツゲ等
- ・低木：アオキ、エゾユズリハ、キャラボク等

・緑化の推進

人が集い交流する公共施設の緑化を推進するとともに、緑に関する意識の高揚と啓発、緑化活動に対する支援等により家庭や地域における緑化を促進します。

なお、緑化にあたっては生物多様性保全や地域の生態系を保全する観点から、在来種・郷土産苗の使用等について配慮するとともに、外来種の除去により緑の質の向上をはかります。

<主な制度・事業等>

公共施設緑化、緑に親しむ日、緑化に対する助成、グリーンマーケット、花いっぱい運動、緑のパートナー制度 等



弥生橋スポット

4-3-3 特色ある緑を活かす

本市は、乗鞍などの山岳や宮川の清流など豊かな自然に恵まれているとともに、昔ながらの農山村風景や歴史的建造物と一体となった緑地など地域住民の手によって守り引き継がれてきた個性的で特色ある緑が残されています。

特色ある緑を活かすことにより、緑と歴史の香りに包まれ、多くの人が交流しふれあえるまちの実現に努めます。

①基本施策

・景観の保全

町並みや伝統的建造物等と一体となった緑、雄大な山岳や清流など本市の特色ある緑の景観の保全をはかります。

・緑に触れる機会の創出

市民や観光客など誰もが緑に触れることのできる機会の創出をはかります。

・緑のネットワークの形成

山々の緑、農林業地の緑、公園・緑地の緑、道路・河川の緑により緑のネットワークの形成をはかります。

②具体的施策

・眺望景観の保全

建築物の高さや色彩の制限、屋外広告物の規制等により、市街地から身近に望むことができる里山や遠くに見える飛騨山脈などの良好な景観、田園地帯に広がる昔ながらの農山村景観など特色ある眺望景観を保全します。

<主な制度・事業等>

美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（景観重点区域等）、高度地区、屋外広告物条例 等

・歴史的緑の保全

寺院群など歴史的資産の背景として良好な景観を形成している里山は風致地区制度等により引き続き保全します。

また、社寺境内地の樹木等市民に親しまれている地域のシンボリックな樹木については、天然記念物等としてその保全をはかります。

<主な制度・事業等>

風致地区、天然記念物、伝統的建造物群保存地区保存事業、保存樹、景観重要樹木 等



国分寺 大銀杏

・学習・体験・交流の場の創出

農業を体験できる施設の整備や登山道・自然遊歩道など自然とのふれあいや自然を学ぶことができる場の整備を行います。

また、五色ヶ原など本市が有する貴重な自然資源を活用した事業や市民農園の運営、自然とふれあうイベントの開催、グリーンツーリズム等、本市の農業、自然、文化を学習・体験しながら人々との交流を楽しむことができる事業を推進します。

<主な制度・事業等>

市民農園、登山道整備事業、グリーンツーリズム推進事業 等



農業体験



五色ヶ原

・街路樹の整備

幹線道路等における街路樹の整備の他、地域内生活道路における植栽や花壇整備等により景観や沿道の生活環境に配慮した特色ある道、親しみの持てる道の整備を行います。

また、シーニックバイウェイによる地域活性化についても取り組みます。

<主な制度・事業等>

道路改良事業、地域生活道路再生事業 等



せせらぎ街道

・河川の保全

河川の整備にあたっては多自然川づくりを基本とし、河川敷や堤防は植栽等により緑化をはかるとともに、散策やスポーツなどのできる場として整備します。

<主な制度・事業等>

河川整備事業 等

4-4 施設緑地の整備方針

4-4-1 都市公園・地区公園

- ・まちなかの空き地等を活用した公園の整備をはかります。
- ・地域の資源や特性を活かした公園の整備をはかります。
- ・市街地の里山などについて都市林としての整備をはかります。
- ・緑あふれる空間の創出をはかるとともに、安全な遊具の設置やユニバーサルデザインに配慮するなど安心して利用できる公園づくりを行います。
- ・保守点検や改修等により適正な維持管理と施設の充実をはかります。



合併記念公園（位山遊びの散歩道）

4-4-2 公共施設緑地

- ・地域の身近なレクリエーションの場や災害時の避難場所として学校のグラウンドの適正な維持管理に努めます。
- ・整備に対する助成等により、児童遊園の適正な維持管理に努めます。
- ・スポーツ・レクリエーションの場として、公共運動施設の適正な維持管理に努めます。
- ・自然とのふれあいや余暇活動の場として、市民農園の適正な維持管理に努めます。

4-4-3 民間施設緑地

- ・地域住民の身近な憩いの場である社寺境内地の保全に努めます。
- ・開発行為に対する指導等により緑地の確保に努めます。

4-5 地域制緑地の指定方針

4-5-1 法による地域制緑地

- ・市街地における貴重な緑である里山は風致地区として保全に努めます。
- ・農用地区域は優良農地としてその保全に努めます。
- ・自然公園や保安林などの積極的な保全に努めます。
- ・地区の特性に応じて、地区計画など都市計画制度を活用した緑地の保全創出について検討します。

4-5-2 条例等による地域制緑地

- ・緑の保全契約対象区域における契約の増加に努め、保全をはかります。
- ・高山市の緑を守り育てる条例に基づく保存林や保護地区の指定により、良好な自然環境の確保に努めます。

4-6 緑化推進の方針

4-6-1 公共施設の緑化

- ・施設の特性や周辺環境に配慮した公共施設の緑化をすすめます。
- ・「高山市緑の基金」を活用して緑地の保全と緑化の推進に努めます。
- ・四季折々の緑やシンボリックな樹木等による公園の緑化に努めます。
- ・景観や快適性の向上、沿道の生活環境に配慮した道路の緑化に努めます。
- ・自然環境を保全し、潤いのある水辺空間が創出されるよう河川の緑化に努めます。
- ・緑化にあたっては、在来種や郷土産苗の使用に配慮するとともに、外来種の除去により緑の質の向上をはかります。

4-6-2 民有地の緑化

- ・結婚記念樹など苗木の配布等により緑化を促進します。
- ・生けがきの設置や高木の植栽等に対する助成を行い緑化を促進します。
- ・緑に親しむ日やグリーンマーケット等の行事の開催を通じて緑に関する意識の高揚と啓発をはかります。
- ・緑化にあたっては、在来種や郷土産苗の使用に配慮するとともに、外来種の除去により緑の質の向上をはかります。
- ・事業所の緑化を促進し、周辺環境との調和をはかります。



松倉山ハイキング



グリーンマーケット

5 計画の推進

5-1 計画の推進

法令等による各種制度の活用をはじめ、市民・事業者・行政の連携と協働により計画の推進をはかります。

①市民の役割

- ・家庭や地域を緑でつつみます。
- ・緑の保全と育成に努めます。
- ・緑に親しみ、緑を愛し養う心を育てます。

②事業者の役割

- ・事業所周辺の緑化をはかります。
- ・地域の緑化活動等に積極的に参加します。
- ・環境に配慮した事業活動を行います。

③行政の役割

- ・法令等により適切に緑地の保全をはかります。
- ・公園緑地等の施設整備を行います。
- ・緑地保全、緑化推進の取組みに対する支援を行います。

④連携・協働

- ・地域にふさわしい緑地保全・緑化の方法やしきみづくりを考えます。
- ・情報の共有、交換をはかります。
- ・緑化行事の開催等を通じて緑の普及啓発をはかります。